資料：外来種（外来生物）とは

外来種とは，他地域から人の活動によって持ち込まれた生物である。中には，「富士には月見草がよく似合う」と言われるほど風景になじんでしまった生物もいるが，日本に昔から生育・生息する生物（在来種）を食べてしまったり，競争関係になって在来種を絶滅の危機に追い込んだりするような例も知られている。

○植物

人や物の往来に伴って偶然持ち込まれたものが多いが，鑑賞用のハルジオン，食用のセイヨウタンポポ，飼料用のアカツメクサなど，さまざまな用途に栽培目的で持ち込まれ，その後野生化したものもある。

外来植物の多くは，土壌がかく乱されるなど，人間によって環境が変化した場所に生育する。

外来植物には在来植物の生育の場を奪ったり，環境を悪化させたりするなどの影響を与えるものもある。

ミカヅキゼニゴケ

アゾラ（シダ植物）

○動物

外来動物は人に危害を加えたり，他の動植物を捕食して生態系に大きなダメージを与えたりすることなどがあり，問題になることがある。近年では，毒グモのセアカゴケグモや人家にも棲みつくアライグマの被害が話題になっている。

オオキンケイギク

セイタカアワダチソウ

○特定外来生物

近年，外来種によって在来の生物や人の生活に著しい害を及ぼす例が増えている。平成17年，このような被害を防止するためにいわゆる「外来生物法」が施行され，この法律で指定された外来生物は許可がない限り売買や飼育などはできず，野外で捕獲した場合は，生きたまま移動させることができなくなった。

外来生物法は被害を及ぼす外来生物の拡大を防ぐために制定された法律だが，外来生物が悪者なのではない。生物を移動させて自然の生態系をかく乱した人間自身が解決しなければならない課題なのだ。

アメリカザリガニ

アオマツムシ

コクチバス

アライグマ